

令和元年度保育料徴収基準額表（保育認定（2号給付・3号給付））

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）				
階層区分	定義	3歳児以上		3歳児未満		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2階層	町民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	町民税課税世帯 第1階層を除き、 町民税の所得割 額の区分が右の 区分に該当する 世帯	48,600円未満 (均等割のみ含む)	8,000 [3,000]	7,800 [2,900]	9,500 [4,500]	9,300 [4,400]
第4-1階層		57,700円未満	11,500 [3,000]	11,300 [2,900]	13,000 [4,500]	12,700 [4,400]
第4-2階層		77,101円未満	23,000 [3,000]	22,600 [2,900]	26,000 [4,500]	25,500 [4,400]
第4-3階層		97,000円未満	23,000	22,600	26,000	25,500
第5階層		169,000円未満	25,000	24,500	28,000	27,500
第6階層		301,000円未満	28,000	27,500	31,000	30,400
第7階層		397,000円未満	32,000	31,400	35,000	34,400
第8階層		397,000円以上	37,000	36,300	40,000	39,300

[ ]内はひとり親世帯等の額

備考

- 1 年齢区分は、保育の実施年度の4月1日時点による。ただし、保育の実施年度の4月2日以降に生まれた乳児については、保育の実施月の初日時点による。
- 2 入所がその月の16日以後の場合、当該月の保育料を2分の1とする。
- 3 退所がその月の15日以前の場合、当該月の保育料を2分の1とする。
- 4 4月分から8月分までの保育料については、前年度町民税の所得割額（※）で決定し、9月分から3月分の保育料は当該年度分の所得割額で決定する。
- 5 「保育標準時間」とは午前7時から午後6時までの時間をいい、「保育短時間」とは午前8時30分から午後4時30分までの時間をいう。

※住宅借入金等特別控除、寄付金控除（ふるさと納税等）、配当控除、外国税額控除等は保育料算定上、控除の対象とはなりません。

【保育料の軽減について】

- ◇ 2人以上同時に入所している場合は、2人目以降の保育料は無料
- ◇ 町民税の所得割額が第4-1階層以下（ひとり親世帯等は第4-2階層以下）の世帯について、養育している最年長の子どもから順に2人目以降の保育料は無料
- ◇ 町民税の所得割額が第5階層以下の世帯について、18歳未満の第3子以降の保育料は無料